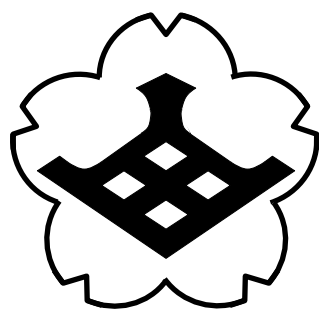


令和4年度改定版

PTA規約・細則



吹田市立山田第一小学校PTA

吹田市山田東2丁目33番2号

電話(06)6877-4131

吹田市立山田第一小学校PTA規約・細則

第1章	名称及び事務所	…… P1
第2章	目的および活動	
第3章	方針	
第4章	会員	
第5章	部会	
第6章	経理	
第7章	役員	
第8章	会計監査	
第9章	校長および教職員	
第10章	役員を選出	
第11章	総会	
第12章	運営委員会	…… P2
第13章	専門部および特別部	
第14章	細則	
第15章	改正	
附則		

細 則

第1章	部会	…… P4
第2章	専門部会および特別部会	
第3章	役員を選出	
第4章	運営委員会	
第5章	学年部・専門部・特別部の委員の選出	
第6章	総会	
第7章	改正	
附 則		
委員選出における申し合わせ事項		…… P5
吹田市立山田第一小学校PTA慶弔規程		
運営委員会における申し合わせ事項		



吹田市立山田第一小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は吹田市立山田第一小学校PTAと称します。
- 第2条 この会の事務所を吹田市立山田第一小学校内に置きます。

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動を行います。
1. 会員は家庭および学校における教育に関し、情報の交換や学習をするとともに相互に理解するようつとめます。
 2. 児童の生活指導と福祉に関する協力をします。
 3. 教育環境の整備と充実をはかります。
 4. その他、目的を達成するために必要な活動を行います。

第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動します。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力します。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなくまた営利を目的としません。
 3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しません。
 4. 学校の人事その他管理には干渉しません。
 5. (削除)
- 第6条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、個人情報保護法に基づき「個人情報取り扱い規則」を定め、適正に運用するものとします。
1. PTAが入退会自由な任意団体であることを保護者に周知致します。
 2. PTAが未加入の保護者との間で加入契約を締結する場合には消費者契約法が適用されます (PTAが消費者契約法第2条第2項「その他の団体」に該当する為)。

第4章 会員

- 第7条 この会の正会員は、教職員および児童の保護者となります。
- 第8条 この会の会員は会費を納めるものとします。会費は児童一人あたり月額180円とします。ただし、3人目以降の児童分については申請すれば免除されるものとします。
- 第9条 会員はすべて平等の権利を有します。
- また、非会員の児童を差別的に扱うことは憲法第14条第1項「法の下での平等」原則に反するものとします。
- 第10条 この会の会員は吹田市PTA協議会の会員となります。

第5章 部会

- 第11条 この会に次の部会を設け会員はこれに分属します。
1. 学年部 2. 生活部 3. 推薦部 4. 広報部 5. 教職員部
- 第12条 第11条に定めた各部会の組織運営については細則で定めます。

第6章 経理

- 第13条 この会の活動に要する経費は、会費・寄附金およびその他の収入によって支弁されます。
- 第14条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われます。
- 第15条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

第7章 役員

第16条 児童を愛し民主主義と教育に理解をもっている会員で公選による公職者でない者は本章の規定に従って役員に選挙されることができません。

第17条 この会の役員は次のとおりです。

会長1名 副会長2名 書記2名(内 教職員1名) 会計2名(内 教職員1名)

第18条 役員は4月1日から就任し任期を1年とします。ただし再選を妨げません。

第19条 役員は総会に出席した会員により選出されます。

第20条 役員の任務は次のとおりです。

1. 会長は会務を総理し、この会を代表します。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をします。
3. 書記は会の記録を作成しその庶務を掌理します。
4. 会計は会の財産を管理し金銭の出納を掌理します。

第8章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するために2名の会計監査をおきます。

第22条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければなりません。

第23条 会計監査は必要に応じて随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会および定期総会に報告しなければなりません。

第24条 会計監査は4月1日から就任し任期を1年とします。ただし再選を妨げません。

第9章 校長および教職員

第25条 校長および教職員は学校運営ならびに教育上、各種部会に出席して意見を述べるすることができます。

第10章 役員 の 選 出

第26条 役員ならびに会計監査の候補者の指名または選出を推薦部が行います。

第27条 推薦部の委員の数と選出方法は細則で定めます。

第28条 (削除)

第11章 総会

第29条 総会は全会員をもって構成されこの会の最高議決機関であります。

第30条 総会は定期総会と臨時総会とします。定期総会は毎年5月、2月に開催します。

臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催します。

第31条 総会は会員数の5分の1以上出席(委任状による議決権行使含む)しなければ議事を審議し議決することはできません。

第32条 総会の決議は出席(委任状含む)もしくは書面による議決権行使にて、過半数の同意を要します。また校長・教頭・会長・副会長判断で、書面のみ、もしくはWEBによる総会に変更可とします。

第12章 運営委員会

第33条 運営委員会は役員と校長と教頭、学年、各専門部の部長および特別部のある場合にはその部長をもって構成され各部によって立案された計画を討議承認し、または総会に提出する議案について協議します。

第34条 運営委員会は定例委員会のほか会長が必要と認めたととき、または構成員の4分の1以上の要求があった時開催します。

第35条 運営委員会は委員の2分の1以上出席(委任状による議決権行使含む)しなければ議事を審議し議決することはできません。

第36条 議決は出席(委任状含む)もしくは書面による議決権行使にて、過半数の同意を要します。

第13章 専門部および特別部

第37条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために専門部を置きます。専門部について必要な事項は細則で定めます。

第38条 特別な事項について必要がある時は特別部を設けることができます。特別部について必要な事項は細則で定めます。

第14章 細則

第39条 この会の運営に関して必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定めます。運営委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければなりません。

第15章 改正・改定

第40条 この規約は総会において出席者(委任状による議決権行使含む)の3分の2以上の賛成がなければ改正・改定することができません。改正・改定案は少なくとも総会開催1週間前に全会員に知らせておかなければなりません。

附 則

この規約は昭和44年4月1日から施行します。ただし規約16条20条については昭和43年12月1日より実施します。

規約第7条の一部改正は昭和48年6月1日より実施

規約第7条の一部改正は昭和55年4月1日より実施

規約第7条の一部改正は昭和56年4月1日より実施

規約第32条の一部改正は昭和59年5月26日より実施

規約第7条の一部改正は平成元年6月1日より実施

規約第6条の一部改正は平成10年4月1日より実施

規約第10条の一部改正は平成10年4月1日より実施

規約第32条の一部改正は平成10年4月1日より実施

規約第27条の削除は平成27年2月17日より実施

規約第23条の一部改正は平成29年4月1日より実施

規約第5条の一部改正は平成30年4月1日より実施

規約第3条の一部改正は令和2年6月10日より実施

規約第4条の一部改正は令和2年6月10日より実施

規約第5条は令和2年6月10日に削除 第6条を追加・実施

規約第6条は第7条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第8条は第9条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第10条は第11条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第30条は第31条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第31条は第32条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第34条は第35条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第35条は第36条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第39条は第40条に改め 一部改正し令和2年6月10日より実施

規約第8条の一部改正し令和5年4月1日より実施

細 則

第1章 部 会

- 第1条 教職員部は吹田市立山田第一小学校に勤務する教職員によって構成し、この会の運営に関し常に指導的立場で助言指導できるように研究及び協議します。
- 第2条 (削 除)
- 第3条 学年部は各学年の教職員と保護者の連携を推進します。
- 第4条 (削 除)
- 第5条 部会のうち専門部として生活部、広報部、推薦部、特別部を置きます。
1. 生活部は児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の指導につとめます。
 2. 広報部はこの会の会員に対して、および必要に応じて関係諸機関および諸団体に対し情報の伝達、意見の交換につとめます。
 3. 推薦部は、次期役員ならびに会計監査の選出において適した人選を公平かつ公正に行い、指名します。

第2章 (削 除)

第3章 役 員 の 選 出

- 第6条 役員の選出は次のとおり行われます。
1. 推薦部は学級毎の推薦部員、担当教職員、担当本部役員によって構成されます。
 2. 推薦部は、各役員の候補者を役員選挙の少なくとも1週間前までに全会員に通知しなければなりません。
 3. 会員自ら立候補することができます。ただし、推薦部が定める期日までに、立候補者は会長に届け出るものとします。
 4. 候補者の指名は、2月総会1週間前までに候補者の同意を得ておかなければなりません。
 5. 役員は総会において出席した会員により過半数で選出されます。
- 第7条 役員に欠員が生じた時は役員会で決定することができます。任期は前任者の残任期間とします。

第4章 運 営 委 員 会

- 第8条
1. 会計監査は運営委員会に出席することができます。
 2. 各部の部長が事故あるときは、その代理として副部長が運営委員会に出席することができます。また役員が必要と認めた場合は委員が運営委員会に出席することができます。
- 第9条 運営委員会に出席した会計監査、副部長は、意見を述べるすることができますが、議事を審議し、その議事の裁決に加わることはできません。

第5章 学 年 部・専 門 部・特 別 部 の 委 員 の 選 出

- 第10条 学年部員および専門部委員の選出は次のとおりです。
1. 学年部は各クラスから1名、専門部は全会員から広報部8名、生活部、推薦部は児童数の2.5%を選出します。(補欠2名)
 2. (削 除)
 3. 学年部、専門部、各部長副部長は委員の中から互選します。学年部については、各学年ごとに部長を互選します。
 4. 緊急事態の状況下では、役員会判断で必要に応じてPTA委員の選出内容を適宜変更することとします。
- 第11条 (削除)
- 第12条 特別部は運営委員会が必要と認めた場合に会長が委員を委嘱します。部長ならびに副部長は委員の中から互選します。
- 第13条 各学年、各専門部の委員、部長および副部長の任期は1年とし、再任は妨げません。ただし連続3期は認められません。

第6章 総 会

- 第14条 毎年2月の総会で役員選挙を行います。
- 第15条 年度初めの総会で年間計画、収支予算の審議、収支決算の承認を行います。

第7章 改正・改定

第16条 この細則は運営委員会において構成員(委任状による議決権行使含む)の3分2以上の賛成がなければ改正・改定することができません。

附 則

この細則は昭和44年4月1日から施行します。

第11条～第13条一部改正	昭和47年4月1日より実施
第10条一部改正	昭和49年4月1日より実施
第13条一部改正	昭和51年4月1日より実施
各部員の名称を委員と改正	昭和56年4月1日より実施
第6条の1のウ、及び3改正	昭和59年5月26日より実施
第4条の賛助会の項目を削除	平成10年4月1日より実施
第5条の補導部の名称を生活部と改正	平成10年4月1日より実施
第8条一部改正	平成10年4月1日より実施
第9条一部改正	平成10年4月1日より実施
第6条の3及び4一部改正	平成17年4月1日より実施
第10条の1一部改正	平成18年4月1日より実施
第10条の1一部追加改正	平成19年4月1日より実施
第6条の1一部改正	平成26年4月1日より実施
第8条の2一部追加改正	平成26年4月1日より実施
第5条の改正	平成27年2月17日より実施
第6条の改正	平成27年2月17日より実施
第10条の改正	平成27年2月17日より実施
第11条の削除	平成27年2月17日より実施
第5条の一部改正	平成29年4月1日より実施
第5条の4削除	平成29年4月1日より実施
第2条削除	令和2年6月10日より実施
第3条は一部改正し令和2年6月10日より実施	
第2章は削除し、第1章に組み込み令和2年6月10日より実施	
第5条は一部改正し令和2年6月10日より実施	
第7条は一部改正し令和2年6月10日より実施	
第8条は一部改正し令和2年6月10日より実施	
第10条は一部改正し令和2年6月10日より実施	
第16条は一部改正し令和2年6月10日より実施	

委員選出に関する申し合わせ事項

1. 一児童について、一枚のアンケート形式をとります。
2. 2つ以上の学年で、選出される場合は、高学年を優先とします。
3. 学年部の立候補者がいない場合は、各学級において互選で決定します。
4. 専門部の立候補者がいない場合は、会員全体で互選の上決定します。
5. アンケート集計は前年度および今年度役員と担任が行います。
6. 選出する際の議長は、役員経験者、今年度役員、前年度運営委員、委員が行います。
7. 現役員は選出から除きます。連続2期の部員は、本人からの申し出により選出から除くことができます。
8. 補欠は立候補することができません。補欠は委員未経験者の中から互選で決定します。
9. 役員経験者は、以後委員を免除されます。(役員=PTA 会長、副会長、書記、会計)
10. 部長経験者は、以後部長を免除されます。ただし、以後専門部をする場合に限りです。(役員経験者、部長経験者=平成20年4月現在在学中の児童で経験されている方を含む。)

11. 一児童について2回目の委員をする場合は、部長を免除されます。

平成18年2月13日改訂、平成18年4月1日より実施

平成19年2月13日追加、平成19年4月1日より実施

平成20年2月13日改訂、平成20年4月1日より実施

平成23年2月13日追加、平成23年4月1日より実施

平成26年2月27日改訂、平成26年4月1日より実施

平成29年1月17日追加、平成29年4月1日より実施

令和2年6月10日より、申し合わせ事項について連動させました

吹田市立山田第一小学校PTA慶弔規程

第1条 この規程は、山田第一小学校PTA慶弔規程という。

第2条 この規程は、山田第一小学校PTAの会員及び児童を対象とする。

第3条 会員及び児童に慶弔があった場合は、次のとおり慶弔金を贈るものとする。

1. 結婚祝金

教職員の場合 5,000円

2. 死亡弔慰金

① 教職員の場合 花一基

② 教職員の配偶者、1親等の場合 花一基

③ PTA会員の場合 5,000円と花一基

④ 児童の場合 5,000円と花一基

3. 病氣見舞金

① 教職員が1ヶ月以上病氣欠勤した場合 5,000円

② 児童が1ヶ月以上病氣欠席した場合 5,000円

4. 転退職餞別金

教職員が転退職した場合は、1年につき1,000円

(但し上限は5000円とする)

第4条 前条に定められているほか、特に必要のある場合は役員会で審議し、決定するものとする。

第5条 教職員が死亡した場合は死亡弔慰金と転退職餞別金とを併用する。

第6条 本規程によるものは一切返礼を要しない。

第7条 運営委員会の慶弔は行わないものとする。

第8条 この規程の改正は、運営委員会の同意を必要とする。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日より実施します。

昭和48年 5月 8日 一部改正

昭和55年 2月23日 一部改正

昭和56年 4月 1日 一部改正

平成23年 1月17日 一部改正

平成23年11月17日 一部改正

平成29年 1月17日 一部改正

運営委員会における申し合わせ事項

1. 運営委員の一部の委員に活動における必要経費として通信費を支給します。

・ 本部役員(会長、副会長、書記、会計)へは、年間4000円を支給します

・ 専門部部长(生活部、広報部、推薦部)、学年部部长へは、年間1000円を支給します。

通信費は当年度末までに対象の委員に支給し、受領印をもらう。

平成23年2月14日追加、平成23年3月14日より実施

平成26年5月25日 一部改正

平成27年2月17日 一部改正

平成29年1月17日 一部改正

令和4年4月1日 一部改変

* 平成 24 年度はPTA名義の携帯電話を契約、使用のため通信費の支給はありません。

以上